

(仮 訳)

プレス・リリース

2015 年 1 月 23 日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則
の取組みに関する第 2 回進捗報告書を公表**

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、本日、『実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則』（以下、「諸原則」）に係る銀行の取組みについて第 2 回進捗報告書を公表しました。諸原則は、銀行のリスク管理実務と意思決定プロセスを向上させるため、銀行のリスクデータ集計とリスク報告実務を強化することを企図して 2013 年に公表されたものです。グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に指定された銀行は、2016 年までに諸原則を完全な形で実施することが求められます。

本日公表された進捗報告書は、2014 年の銀行の取組み状況を概観するとともに、G-SIBs、その他大規模行および監督当局が回答した「実施の現状」に関する自己評価結果を 2013 年に続いてアップデートするものです。これは、G-SIBs が諸原則遵守に向けた全般的な準備状況を改善するために実施してきた諸施策と、G-SIBs が直面している課題についての概略を説明しています。G-SIBs は本件の重要性に対する認識を一段と深め、諸原則の実施に向けた取組みを進めてきました。しかしながら、本報告書では全 31 行のうち 14 行が、2016 年の期限までに諸原則を完全に遵守することが不可能であると回答しています（2013 年は 10 行が不可能と回答）。

諸原則は、第 1 段階として全てのシステム上重要な銀行を適用対象とし、バーゼル委が 2016 年という期限の遵守に向けた G-SIBs 各行の進捗状況を引き続きモニタリングします。更にバーゼル委は、各国当局が国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）として認定された銀行に対しても、認定から 3 年後にこれらの諸原則を適用することを奨励しています。バーゼル委は、これらの諸原則は銀行の規模、特性および複雑性に応じて、幅広い銀行に適用出来るものと考えています。